

芦屋市DV対策基本計画の施策体系別「評価」

基本目標	基本課題	具体的施策	内容	事業数	所管評価			総括
					A評価 事業数	B評価 事業数	C評価 事業数	
1 啓発・教育の充実	(1) 市民への啓発	①DV防止の啓発	3	3	1	2		相談したいと思われる市民の方が相談先がわからないといったことがないようホームページの充実等を行った。DV被害者支援で連携する庁内関係課職員を中心にDVに関する啓発・理解は進んでいる。今後は学校等の教職員を含めた職員全体への啓発も進める。
		①DVについての啓発	2	3	3			
	(2) 市職員への啓発	②DV被害者発見時の対応力の向上	1	1	1			
		③二次被害の防止のための啓発	1	1	1			
	(3) 学校等における啓発・教育	①次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	1	2		2		
		②教職員等への啓発・教育の実施	1	1		1		
計			9	11	6	5	0	
2 相談体制の充実	(1) 配偶者暴力相談支援センターの充実	①婦人相談員等の資質向上	2	2	1			関係課・関係機関とはDV被害者支援について連携・情報共有できている。苦情等の申出処理は要綱制定に向けて準備・調整を行った。今後はホームページにて周知予定
		②関係機関との連携強化	1	1		1		
	(2) 被害者の状況に応じた相談体制の充実	①相談事業等の活用・情報提供	1	10	7	1		
		②苦情等への対応についての周知	1	1		1		
	計			5	14	8	3	
3 被害者の安全確保	(1) 緊急時における安全確保	①一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	2	6	4			警察など関係機関と連携を行い、必要に応じて被害者の安全確保を行うことができた。関係機関と連携の際には、DV被害者情報の管理について徹底することができた。
		②民間支援機関の情報提供	1	1	1			
	(2) 保護命令に関する支援	①保護命令制度に関する情報提供・助言、申立ての支援	1	1	1			
		(3) 被害者情報の保護	①DV被害者等に関する情報管理の徹底	2	4	4		
	計			6	12	10	0	
4 被害者の自立支援	(1) 生活の安定に向けた支援	①福祉制度を利用した支援、情報提供	1	5	4			DV被害者の自立支援に向けて、DV相談室と関係課・関係機関が連携や情報提供を相互に行うことができた。今後も必要に応じた連携等を行う。
		②保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	1	4	4			
		③経済的支援等に関する情報提供	1	3	3			
		④司法手続きに関する情報提供、助言	1	1	1			
		⑤住居確保に向けた支援	2	4	4			
	(2) 就労に向けた支援	①就労に関する情報提供	1	1	1			
		②同伴する子どもがいるDV被害者への支援、情報提供	2	4	4			
	(3) 心身の回復に向けた支援	①相談事業や医療機関を活用した支援、情報提供	2	2	2			
	(4) 子どもへの支援	①就学等に関する支援	1	4	3	1		
		②子どもの心のケアに関する支援	3	4	3	1		
		③子育て支援に関する情報提供に充実	1	2	2			
計			16	34	31	2	0	評価なし:1件(項番42)
合計			36	71	55	10	0	評価なし:6件
【参考】令和元年度実績報告 合計			36	71	13	56	2	

芦屋市DV対策基本計画 施策一覧（全事業一覧）

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和2年度事業実施目標	令和2年度取組実績内容	令和2年度取組実績数値	評価	評価理由	令和3年度実施計画	所管課	分類	
1	啓発・教育の充実	1 市民への啓発	1 DV防止の啓発	1 芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	広報誌やホームページ等を利用した周知を継続する。	広報紙には毎月DV相談室について掲載したほか、ホームページでは暴力の形態を載せるなど内容を充実させた。また、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、facebookにDV相談室の案内記事を掲載した。	広報紙：毎月掲載 Facebook：1回	A	継続して、広報紙やホームページに掲載を行ったほか、ホームページを充実させたり、新たにFacebookでも周知を行ったため。	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	DV相談室	2：継続	
2				2 芦屋市DV相談室の周知のため、芦屋市DV相談室の相談カードの配架先をスーパーなど、多くの人が利用する施設へ配架	芦屋市DV相談室を周知するチラシを庁舎内やスーパーなど多くの人が利用する場所に掲示する。	庁舎内すべての女性トイレと、市内公共施設の一部にDV相談室と内閣府のDV相談＋（プラス）のポスターを掲示することができた。DV相談室の周知カードは伝わりやすい内容に変更し、関係課に配布、窓口へ配架するなど周知を行った。	-	B	庁舎内と、市内公共施設の一部にはポスターを掲示することができたほか、DV相談室の周知カードを新たに作成することはできたが、新たな配架先を増やすことはできなかったため。	カードやチラシの配布、市ホームページやfacebookなど多くの人に情報が届く方法で啓発を行う。	DV相談室	1：発展・充実	
3				3 市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	DVについての講座を開催する。	市民向けのDV講座ではないが、地域福祉課と連携し、民生委員・児童委員に対してDVや配偶者暴力相談支援センターについて、またDV被害者からの相談があった場合の対応などについて情報提供を行った。過去に男女共同参画センターでDV講座を開催したが、参加者が少ないため、講座の開催ではない周知方法の検討を行った。	民生委員・児童委員85人への情報提供：1回 (民生児童委員協議会において説明)	B	市民向けのDVに関する講座ではないが、民生委員・児童委員に対してDV被害者からの相談があった場合の対応などについて情報提供を行うことができたため。	人が多く集まる機会やSNSでの発信など、多くの市民へ情報が届くように周知を行う。	DV相談室	2：継続	
4		2 市職員への啓発	1 DVについての啓発	4 窓口などでDV被害者を見発できるように、DVについての研修	職員向けにDVについての研修を開催する。	新任職員向けにDVに関する研修を実施したほか、庁内電子掲示板にDV相談室への連携を促す掲示をするなど、職員に向けてDVについての啓発を行った。	新任職員研修：1回 庁内電子掲示板での周知：1回	A	新任職員向けの研修を実施したほか、庁内電子掲示板での周知を行ったため。	職員向けの研修やグループウェアの掲示板などを活用したDVに関する啓発を行う。	DV相談室	2：継続	
5				5 庁内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発	職員が閲覧できるグループウェアの掲示板を活用し、DVについての啓発を行う。	グループウェアの電子掲示板にDV相談室への連携を促す掲示をするなど、DVについての啓発を行った。	1回	A	新任職員への男女共同参画研修の中で、DV被害者支援についても講義することで、職員のDVに対する理解を向上させることができた。	新任職員研修（後期）でDVを含み「男女共同参画推進」についての講義を実施	人事課	2：継続	
6				6 DV被害者発見時の対応力の向上	DV被害者支援マニュアルの整備	DV被害者支援マニュアルを整備する。	DV被害者支援マニュアルについて、必要に応じて修正を行った。	-	A	マニュアルの整備を行ったため。	DV被害者支援マニュアルは必要に応じて修正を行うほか、DV被害者支援についての必要な情報をネットワーク会議や庁内電子掲示板などで周知を行う。	DV相談室	2：継続
7				7 二次被害の防止のための啓発	「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を活用し、DV被害者への二次被害を防止するための啓発	DV被害者への二次被害について「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考にした啓発を行う。	新任職員向けの研修で「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考にして、二次被害について説明を行った。	1回	A	新任職員向けの研修で「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考にして、二次被害について説明を行ったため。	DV被害者への二次被害について「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考にした啓発を行う。	DV相談室	2：継続
8				8 DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	中学生を中心に、デートDVに関する学習の機会を設ける。自身が被害者にも、加害者にもならない為の学習を実施する。	男女共同参画週間において、中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット等を用いて学習した。	全中学生を対象に、総合的な学習等を利用して、1時間程度の学習機会を設けた。	B	パンフレットを中心に、各自が自身の言動・行動を見つめ直すことができ、チェックシートで客観的な振り返りを実施することができた。	中学生を中心に、デートDVに関する学習の機会を設ける。自身が被害者にも、加害者にもならない為の学習を実施する。	学校教育課	2：継続
9	3 学校等における啓発・教育	1 次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	9 職務関係者が安全の確保及び秘密の保持に、十分な配慮が必要なため、DVに関する知識や理解を深めるための研修を実施	より多くの教職員に対してDVに関する研修機会の提供に努める。	対象となる幼児児童生徒が在籍する学校園を中心に実施。コロナウイルス感染拡大防止の為、紙面開催等、各校工夫して実施	県からの通知(5月)をきっかけとして、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省・令和元年5月9日)等を参考に、各学校園で研修を実施した。	B	内容を維持しつつ、コロナ禍だからこそ見えてきた課題にも触れ、充実したものであった。	より多くの教職員に対してDVに関する研修機会の提供に努める。	学校教育課	2：継続		
10			10 国や県などの地方公共団体が開催する研修や、民間支援団体が開催する研修への参加	研修等への出席し、相談員の資質向上に努める。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、研修が中止又は開催方法が変更となったが、オンラインで受講可能なものを受講し、資質の向上に努めた。	-	A	オンライン受講可能な研修を受講したため。	研修等を受講し、相談員の資質向上に努める。	DV相談室	2：継続		
11			11 スーパービジョンの実施	困難ケースなどの対応が必要な場合に、県のスーパーバイズを利用する。	困難ケースの対応がなかったため、県のスーパーバイズを利用する機会がなかった。	-	-	利用する機会がなかったため、評価できない。	困難ケースなどの対応が必要な場合に、県のスーパーバイズを利用する。	DV相談室	2：継続		
12	2 相談体制の充実	1 配偶者暴力相談支援センターの充実	2 関係機関との連携の強化	12 芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議・専門部会の開催	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を開催し、連携体制を強化する。	ネットワーク会議の委員を対象とした研修等を企画検討後、開催できなかったが、他市の情報漏洩に関する記事を委員及び窓口職場に情報提供し、被害者情報の管理徹底・注意喚起を行った。	メールでのお知らせ：1回	B	ネットワーク会議は開催できなかったが、DV被害者情報の管理徹底について情報提供・注意喚起を行ったため。	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を開催し、連携体制を強化する。	DV相談室	2：継続	
13				13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	DV被害者の状況に応じて、必要な相談機関の情報提供を行い、被害者支援に努める。	DV相談室での相談内容に応じ、男女共同参画センターの女性の悩み相談や法律相談などの情報提供を行った。	DV相談件数：228件	A	相談内容に応じ、適宜必要な情報を提供できたため。	DV被害者の状況に応じて、必要な相談機関の情報提供を行う。	DV相談室	2：継続	
14				14 国や県などの地方公共団体が開催する研修や、民間支援団体が開催する研修への参加	研修等への出席し、相談員の資質向上に努める。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、研修が中止又は開催方法が変更となったが、オンラインで受講可能なものを受講し、資質の向上に努めた。	-	-	利用する機会がなかったため、評価できない。	困難ケースなどの対応が必要な場合に、県のスーパーバイズを利用する。	DV相談室	2：継続	

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和2年度事業実施目標	令和2年度取組実績内容	令和2年度取組実績具体的数値	評価	評価理由	令和3年度実施計画	所管課	分類	
16	2 相談体制の充実	2 被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時（予約制・1人50分）	・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時に実施（予約制・1人50分）	・弁護士による法律相談…288人 ・司法書士による法律相談…144人 ・家事相談…50人 ・こころの整理相談…27人	A	コロナ禍における夫婦間、家族間をはじめとした問題は、深刻化、複雑化しており、法律的側面、精神的側面、それぞれの相談が果たす役割はより大きくなっている。相談内容を的確に把握し、必要な専門相談を案内することで問題の早期解決に努めた。	・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時（予約制・1人50分）	市民参画・協働推進室（旧：お困りです課）	2：継続	
17					1 特設人権相談の開設 2 全国一斉「女性の人権ホットライン（電話相談）」の周知、啓発ポスター掲示により市民に広く周知・啓発を図った。掲示場所：市役所庁舎内・公共施設等（11月）、ホームページに掲載 3 LGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談（平成31年2月開設）	1 相談件数：16件(20回)うち、女性の人権に係るものは無し 3 相談件数：48件(24回)経費：385,000円 3 相談件数：48件(24回)うち、DVに関する相談0件	A	1 法務局や人権擁護委員と連携し、特設人権相談所を開設することができた。相談事業について、啓発事業を通して多くの市民に周知することができた。 2 啓発ポスターを市内公共施設等に掲示することで、市民に相談窓口の周知を図ったことは評価できる。 3 パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う広報特集にて相談事業の紹介をするとともに、LGBT電話相談のチラシ・電話相談カードを活用して市民に広く周知することで相談件数を増やすことができた。	人権相談やLGBT相談の際に、DVに関する相談があった場合は、DV相談室の情報提供を行う。	人権・男女共生課（人権推進係）	2：継続		
18						外国人から相談があれば、男女共同参画センターと連携をとり、相談につなげる。また、外国語での情報提供を行う。	日本語を話すことが出来ない外国人からのDVに関する相談がなかったため、DV相談室との連携や情報提供はなかった。	DVに関する相談はなかった。0件	-	相談件数がなかったため。	日本語を話すことが出来ない外国人からDVに関する相談があれば、DV相談室と連携する。	広報国際交流課	2：継続
19						相談者の状況に応じて、DV相談室への通報や情報提供を行う。	女性の悩み相談や法律相談などでDVに関する相談の場合に、DV相談室について情報提供を行った。	女性の悩み相談：DVに関する相談 41件	A	女性の悩み相談や法律相談での相談内容がDVであった場合、DV相談室について情報提供を行ったため。	相談者の状況に応じて、DV相談室についての情報提供を行う。	人権・男女共生課（男女共生係）	2：継続
20						虐待事案への対応について迅速に随時関係機関と会議を開催することで共有し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	虐待事案への対応について随時関係機関と連携し会議を開催した。被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行った。	令和2年度虐待通報件数 73件（内、DVに関する通報 0件）	B	通報件数が増加したなかで虐待事案に対して迅速に会議運営や相談対応等を行った。	虐待事案への対応について迅速に随時関係機関と会議を開催することで共有し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	高齢介護課	2：継続
21						DV被害者だけでなく加害者も含め、関係機関との連携・情報提供を行う。	対象となる事案がなかった。	0件	-	対象事案がなかったため。	対象と思われる事案があれば、関係機関との連携・情報提供を行う。	障がい福祉課	2：継続
22						継続して実施	被害者から相談があった場合は、DV相談室に連絡・情報提供を行い、支援した。	随時行った。	A	問題発覚から連携して問題解決を行っていたため。	被害者から相談があった場合は、DV相談室に連絡・情報提供を行う。	生活支援課	2：継続
23						関係課が連携して、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供を行う。	母子・父子自立支援員を設置し、来所での相談または電話での相談に応じ、関係機関と連携し情報提供を行った。	母子・父子自立支援員が受けたDV相談実績：3件	A	関係機関と連携を行いながら、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供が行えた。	関係課が連携して、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供を行う。	子育て推進課（こども係）	2：継続
24						早期発見と、次につなげ支える支援ができるよう、院内の周知を継続する。面談対応できる職員育成	外来患者・電話相談などの相談には「DV相談室」を提示し、説明と同意を得るようにし、DV相談室に事前連絡。高齢者の場合は、ケアマネジャー・地域包括支援センターへ相談と支援の連携を行なっている。高齢者に関しては、月1回高齢介護課・市立戸屋病院事例検討会議を開催し連携を行なっている。 虐待マニュアル（高齢者、障がい者、児童、DV）改訂と配布、全職員に啓発と周知目的に勉強会を開催した。	入院0件支援、外来のみ2件支援（うちDV相談室連携1件、警察1件）	A	虐待マニュアル改訂版を院内全職員に啓発と周知のため各職種別に勉強会を実施し意識と知識の向上に努めた。 医療者からの発信連絡があり、DV相談室へ連絡相談した事例あり。	早期発見と、次につなげ支える支援ができるよう、院内の周知を継続する。面談対応できる職員育成	市立戸屋病院地域連携室	2：継続
25						2 苦情等への対応についての周知	14 苦情等への相談窓口や、苦情等の申出処理制度利用について周知	他市のホームページ等を参考にして、市ホームページでの周知を行う。	男女共同参画に関する苦情等申出処理について、要綱の制定に向けた準備・調整を行った。制定後、ホームページに掲載して周知予定	-	B	ホームページへの掲載はできていないが、要綱の制定に向けて準備・調整を行ったため。（令和3年4月1日制定済）	苦情等の申出処理についてホームページに掲載する。
26	3 被害者の安全確保	1 緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	15 一時保護施設や警察などの、関係機関との連絡・調整体制の強化	一時保護への対応を迅速に行うため、一時保護施設や警察などの関係機関との連携を行う。	DV被害者が一時保護を望んだ場合に、警察と連携し、速やかに一時保護の依頼を県へ行った。	一時保護件数：6件	A	警察と連携し、速やかに一時保護を行ったため。	一時保護への対応を迅速に行うため、一時保護施設や警察などの関係機関との連携を行う。	DV相談室	2：継続	
27				一時保護所で受け入れがけない高齢者や障がい・疾患のある人、同伴する子どもへの配慮が必要な人などについては、福祉部門での一時保護施設が利用できるよう連携して一時保護を実施する。	高齢介護課と連携し、DV被害者について、養護老人ホームを利用して、一時保護を行った。	一時保護件数6件のうち、1件を高齢介護課と連携し、一時保護を行った。	A	必要に応じて、関係課の施設を利用した一時保護を行った。	一時保護所で受け入れがけない高齢者や障がい・疾患のある人、同伴する子どもへの配慮が必要な人などについては、福祉部門での施設が利用できるよう連携して一時保護を実施する。	DV相談室	2：継続		
28				保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行う。	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行ったが、DV事案はなかった。	戸屋市立養護老人ホームと風園 措置者数 10人 生活支援ショートステイ事業 延利用日数 1,217日（内、DV事案はなし）	-	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行ったが、DV事案はなかった。	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行ったが、DV事案はなかった。	高齢介護課	2：継続		
29				対象となる事案について関係機関と連携を行い、被保護者の意向に合わせて適切に一時保護施設の情報提供を行う。	対象となる事案がなかった。	0件	-	対象事案がなかったため。	対象と思われる事案があれば、関係機関と一時保護施設の情報連携を行う。	障がい福祉課	2：継続		
30				継続して実施	対象者の状態・状況にあわせて、関係機関の選定を行い、連携を行った。	2世帯	A	相談者の状況に応じた支援が行っていたため。	対象者の状態・状況にあわせて、関係機関の選定を行い、連携を行う。	生活支援課	2：継続		

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和2年度事業実施目標	令和2年度取組実績内容	令和2年度取組実績具体的数値	評価	評価理由	令和3年度実施計画	所管課	分類	
31	被害者の安全確保	1 緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応が行えるような体制を作っていく。	同伴する子どもに配慮した、一時保護の実施	令和2年度実績：0件	A	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応することができた。	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応が行えるような体制を作っていく。	子育て推進課 (こども係・子育て支援センター)	2：継続	
32			2 民間支援機関の情報提供	17 DV被害者への民間シェルター等の情報提供	DV被害者の状況に応じて、民間シェルター等の情報提供を行う。	必要に応じて、DV被害者の相談の際に、民間シェルターに関する情報提供を行った。	-	A	必要に応じて、DV被害者の相談の際に、民間シェルターに関する情報提供を行ったため。	必要に応じて、DV被害者の相談の際に、民間シェルターに関する情報提供を行った。	DV相談室	2：継続	
33		2 保護命令に関する支援	1 保護命令制度に関する情報提供・助言、申立て時の支援	18 保護命令制度の情報提供・助言、申立て時の支援・同行支援等	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言、申立て時の支援や裁判所への同行支援を行う。	DV被害者の相談内容に応じて、保護命令制度の情報提供を行った。また、申請を考えているDV被害者については、申し立てに関する助言を行った。	保護命令申立件数：0件	A	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言、申立て時の支援や裁判所への同行支援を行う。	DV相談室	2：継続	
34		3 被害者情報の保護	3 被害者情報の保護	1 DV被害者等に関する情報管理の徹底	19 庁内関係部局での、DV被害者等に関する情報管理の徹底	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、DV被害者情報が漏えいしないよう、情報管理の徹底を行う。	他市の情報漏洩に関する記事をネットワーク会議の委員にメールでお知らせし、情報管理の徹底を図った。	メールでのお知らせ：1回	A	他市の情報漏洩に関する記事をネットワーク会議の委員にメールでお知らせし、情報管理の徹底を図ったため。	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、DV被害者情報が漏えいしないよう、情報管理の徹底を行う。	DV相談室	2：継続
35						関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関での共有や他市の情報漏洩に関する記事をネットワーク会議の委員にメールでお知らせし、情報管理の徹底を図った。	住民基本台帳閲覧制限に係る意見書の提出：22件	A	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関での共有や他市の情報漏洩に関する記事をネットワーク会議の委員にメールでお知らせし、情報管理の徹底を図ったため。	関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	関係機関	2：継続
36					20 広域的連携での、DV被害者等に関する情報共有・情報管理の徹底	一時保護施設等DV被害者が避難した場合に、避難先情報やその情報が漏えいしないように、庁内関係機関だけでなく警察や近隣市町村と情報共有や情報管理を徹底する。	DV被害者が避難した場合に、避難先情報などを把握している部署、警察や近隣市町村と情報を共有し、情報管理を徹底した。	-	A	DV被害者が避難した場合に、避難先情報などを把握している部署、警察や近隣市町村と情報を共有し、情報管理を徹底したため。	DV被害者が避難した場合に、避難先情報やその情報が漏えいしないように、庁内関係機関だけでなく警察や近隣市町村と情報共有や情報管理を徹底する。	DV相談室	2：継続
37						一時保護施設の入所など広域での連携の際に、関係機関がDV被害者等に関する情報管理を徹底する。	一時保護入所の際に、兵庫県など関係機関が連携し、情報管理の徹底を図った。	-	A	一時保護入所の際に、兵庫県など関係機関が連携し、情報管理の徹底を図ったため。	一時保護入所の際に、兵庫県など関係機関が連携し、情報管理の徹底を図る。	関係機関	2：継続
38	4 被害者の自立支援	1 生活の安定に向けた支援	1 福祉制度を利用した支援、情報提供	21 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行った。一時保護の際は、必要に応じて生活保護を利用して医療扶助を受けられるように連携している。	-	A	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行う。	DV相談室	2：継続	
39					継続して実施	相談を受け必要時には生活保護をはじめ福祉制度に基づく支援を行った。情報が入れれば窓口で相談対応を行い、必要な制度を案内した。	10世帯	A	相談者の状況に応じた支援が行えていたため。	相談を受け必要時には生活保護をはじめ福祉制度に基づく支援を行う。	生活保護課	2：継続	
40					福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う。	福祉制度を利用した支援他機関と連携し、手当の申請時や電話での相談の際に情報提供を行った。	母子・父子自立支援員が受けたDV相談件数：3件	A	被害者に合った福祉施策の情報を提供し、経済的支援等により生活を安定させ、自立を促進できたため。	福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う。	子育て推進課 (こども係)	2：継続	
41					虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行う。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行った。	令和2年度虐待通報件数 73件 (内、DVに関する通報 0件)	A	被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で適切に福祉制度の情報提供を行えた。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行う。	高齢介護課	2：継続	
42					利用者のニーズを把握するとともに、必要な障害福祉サービスの情報提供を行う。	対象となる事案がなかった。	0件	-	対象事案がなかったため。	対象と思われる事案があれば、関係機関と連携し、必要な制度について情報提供を行う。	障がい福祉課	2：継続	
43			2 保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22 国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行った。社会保険の被扶養者から外れるため等の証明書の交付を行った。	社会保険の被扶養者から外れるための証明書の交付：4件 国民年金番号変更に係る証明書の交付：8件	A	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。	DV相談室	2：継続	
44					被害者の情報・状況を正確に把握し、必要な保険・医療・年金等に関する情報の提供、関係所管との連携による安全な手続方法の検討・手続を行う。	被害者の状況を正確に把握するまで何度もヒアリングを実施し、各ケースに応じて手続方法を検討し、場合によっては、加害者の所属する事業所や、庁内外を問わず関係所管と調整するなど、国保加入・脱退等の手続をより円滑に進めることができるよう、調整を行った。	具体的な相談件数は不明（年間数件程度）	A	関係所管と連絡を取り、被害者の方に、国民健康保険に関する手続を遅滞なく安全に案内し、完了させる業務を継続的に進めているため。	被害者の状況を正確に把握し、必要な保険等に関する情報の提供、関係所管との連携による安全な手続方法の検討・手続を行うとともに、令和3年3月29日付け厚労省通知「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」に基づき、必要な場合は、手続を円滑に進める。	保険課	2：継続	
45					被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供を漏れがないよう継続して行い、他課と連携して相談者がスムーズに安心して手続きがとれるよう対応する。	DV相談室と直接電話でやり取りを行い、必要に応じて個室対応する等、他課と連携して相談者に情報提供を漏れなく行った。また、相談者が来庁時にはできるだけ事前にDV相談室と連絡を取り合っスムーズに案内し、相談者が安心して手続きできる環境を目指した。	当該受給者は年間10名程度	A	該当の受給者に対して必要な情報を漏れなく正確に提供でき、慎重に対応したことは評価できる。	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供を漏れがないよう継続して行い、他課と連携して相談者がスムーズに安心して手続きがとれるよう対応する。	地域福祉課	2：継続	
46					引き続き、DV支援措置の手続を行ったか等に対して、基礎年金番号の変更手続について情報提供、案内を行い、かつ関係機関等との連携を図り、支援措置を適正に実施していく。	基礎年金番号の変更手続の案内市民課でのDV支援措置の手続を行った方等に対して、基礎年金番号の変更手続について情報提供、案内を行った。	手続き自体は年金事務所で行うため件数は不明	A	必要な方に対して適宜情報提供、案内を行うことができた。 (令和2年度新規支援措置受付件数 16件)	引き続き、DV支援措置の手続を行ったか等に対して、基礎年金番号の変更手続について情報提供、案内を行い、かつ関係機関等との連携を図り、支援措置を適正に実施していく。	市民課	2：継続	
47					3 経済的支援等に関する情報提供	23 児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金（貸付）、生活支援資金等の給付、貸付などの情報提供	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。また、必要に応じて証明書の発行を行う。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行った。また、必要に応じて児童手当の支給に関する証明書を交付した。	児童手当の支給に関する証明書の交付：2件	A	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行ったため。また、必要に応じて児童手当の支給に関する証明書を交付したため。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。また、必要に応じて証明書の交付する。	DV相談室

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和2年度事業実施目標	令和2年度取組実績内容	令和2年度取組実績具体的数値	評価	評価理由	令和3年度実施計画	所管課	分類			
48	1 生活の安定に向けた支援	3 経済的支援等に関する情報提供	23 児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金（貸付）、生活保護資金等の給付、貸付などの情報提供	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	経済的支援等に関する情報提供 他機関と連携し、来所での相談または電話での相談に応じた。 広報、HPで情報提供を行った。	ひとり親家庭に対する経済的支援等に関する相談件数：342件 (内、DVに関する相談件数0件)	A	情報提供を行い就労支援、経済的支援等により生活を安定させ、自立を促進できたため。	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	子育て推進課 (こども係)	2：継続				
49				継続して実施	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行った。	20世帯	A	活用できる他法を案内することによって、対象世帯の生活支援を行っていたため。	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	生活保護課	2：継続				
50				4 司法手続きに関する情報提供、助言	24 法律相談窓口の情報提供や、利用に関する助言	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行う。	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行った。	-	A	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行う。	DV相談室	2：継続		
51				5 住居確保に向けた支援	25 公営住宅等の入居に関する情報提供等の支援	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行った。	-	A	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行う。	DV相談室	2：継続		
52						広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	市営住宅入居希望者の登録受付時にDV被害者も登録可能との内容を8月号の広報紙に掲載	令和2年度の申込みは無かった。	A	申込みには至らなかったが、問合せはあったので、一定の周知は図られたと考えている。	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	建設総務課 (旧：住宅課)	2：継続		
53						子どものいるDV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行う。また、所管課と連携して入所支援を行う。	子どものいるDV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行った。	DV被害者の母子生活支援施設入所：0件	A	子どものいるDV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行ったため。	子どものいるDV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行う。入所を希望する場合は、所管課と連携して入所支援を行う。	DV相談室	2：継続		
54				2 就労に向けた支援	27 ハローワーク等について、情報提供や同行支援、職業訓練等の情報提供や助言	母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う。	母子自立支援施設等の情報提供、入所支援相談時には一時保護や母子自立支援施設等の情報を提供し、配募センター等関係機関との連携により、いつでも対応できる体制を整えた。(母子自立支援施設への入所措置)	母子自立支援施設の入所：0件	A	母子自立支援施設への入所措置には至らなかったが、関係機関と連携し、いつでも対応できる体制は整っている。	母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う。	子育て推進課 (こども係)	2：継続		
55						1 就労に関する情報提供	27 ハローワーク等について、情報提供や同行支援、職業訓練等の情報提供や助言	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業訓練等について情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業訓練等について情報提供を行った。	-	A	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業訓練等について情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業訓練等について情報提供を行う。	DV相談室	2：継続
56						2 就労に向けた支援	28 母子父子自立支援員と連携した支援、情報提供	子どものいるDV被害者の就労については、必要に応じて母子父子自立支援員の情報提供や連携を行う。	子どものいるDV被害者について、就労や離婚後の生活など必要に応じて、母子父子自立支援員の情報提供や連携を行った。	-	A	子どものいるDV被害者について、就労や離婚後の生活など必要に応じて、母子父子自立支援員の情報提供や連携を行ったため。	子どものいるDV被害者について、就労や離婚後の生活など必要に応じて、母子父子自立支援員の情報提供や連携を行う。	DV相談室	2：継続
57				3 心身の回復に向けた支援	2 同伴する子どものいるDV被害者への支援、情報提供	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により、母子及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し情報提供等を行う。	母子・父子自立支援員（1人）によるひとり親の就業相談の実施 母子・父子自立支援員を配置し、来所での相談または電話での相談に応じ、ハローワークと連携し情報提供等を行う。	母子・父子自立支援プログラム策定事業：1件 (内、DVに関する事業 0件)	A	就業相談で就労支援、経済的支援等、自立に向けた相談が円滑に進んだため。	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により、母子及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し情報提供等を行う。	子育て推進課 (こども係)	2：継続		
58	29 保育に関する入所の支援、子育ての情報提供	子どものいるDV被害者の状況に応じて、保育所等の情報提供を行う。	子どものいるDV被害者について、状況に応じて保育所入所などの情報提供を行った。			-	A	子どものいるDV被害者について、状況に応じて保育所入所などの情報提供を行ったため。	子どものいるDV被害者について、状況に応じて保育所入所などの情報提供を行う。	DV相談室	2：継続				
59	・保護者の安全に配慮し、各相談機関等とも連携しながら、入所支援や情報提供を行う。(入所係) ・子育てサポートブックを発行して広く配布し、情報提供を行う。(政策係) ・子育てアプリでは、引き続き子育て家庭に有意義な情報を随時発信できるよう、全庁的な活用促進に努める。(政策係)	・DV被害者には、必要な情報を正確に提供し、その情報管理を徹底するよう努めた。また保育施設等に丁寧に情報伝達をし、管理についても確認を行った。(入所係) ・子育てサポートブックを官民協働で作成することで、無償で発行した。 ・子育てアプリを活用して、情報を随時発信できるよう他課との連携を図りつつ、庁内から広く記事を募集し、未就学児対象のイベント情報や講座、説明会等の開催情報を配信し、子育て家庭に有意義な情報の提供に努めた。(政策係)	・1回程度実施した。(入所係) ・官民協働で子育てサポートブックを作成することで、無償で発行し、出産や転入手続きで来庁した保護者に配布できたため。(政策係) ・子育てアプリについても保護者にリーフレットの配布するなどして引き続き周知を行い、登録者数は令和元年3月末の2,001人より337人増加した。また、定期的に庁内の掲示板にて他部署の掲載記事を募集して活用を図っており、一定の効果が認められるため。(政策係)			・保育のために必要な情報連携ができたため。(入所係) ・官民協働で子育てサポートブックを作成することで、無償で発行し、出産や転入手続きで来庁した保護者に配布できたため。(政策係) ・子育てアプリについても保護者にリーフレットの配布するなどして引き続き周知を行い、登録者数は令和元年3月末の2,001人より337人増加した。また、定期的に庁内の掲示板にて他部署の掲載記事を募集して活用を図っており、一定の効果が認められるため。(政策係)	・保護者の安全に配慮し、各相談機関等とも連携しながら、入所支援や情報提供を行う。(入所係) ・子育てサポートブックを無償で発行して広く配布し、情報提供を行う。(政策係) ・子育てアプリでは、引き続き子育て家庭に有意義な情報を随時発信できるよう、全庁的な活用促進に努める。(政策係)	子育て推進課 (政策係・入所係)	2：継続						
60	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	30 兵庫県こころのケアセンター相談室等の情報提供	DV被害者の状況に応じて、女性相談やこころのケアセンター相談室などの情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、女性相談などの情報提供を行った。	-	A	DV被害者の状況に応じて、女性相談などの情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、女性相談などの情報提供を行う。	DV相談室	2：継続				
61			31 市内の医療機関との連携・協力	市内の医療機関との連携・協力に向けた体制づくりのため、DV相談室の周知を行う。	DV被害者の状況に応じて、医療機関への受診を助言するなど、医療に関する情報提供を行った。	-	A	DV被害者の状況に応じて、医療機関への受診を助言するなど、医療に関する情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、医療機関への受診を助言するなど、医療に関する情報提供を行う。	DV相談室	2：継続				
62	3 心身の回復に向けた支援	1 相談事業や医療機関を活用した支援、情報提供	30 兵庫県こころのケアセンター相談室等の情報提供	DV被害者の状況に応じて、女性相談やこころのケアセンター相談室などの情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、女性相談などの情報提供を行った。	-	A	DV被害者の状況に応じて、女性相談などの情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、女性相談などの情報提供を行う。	DV相談室	2：継続				
63			31 市内の医療機関との連携・協力	市内の医療機関との連携・協力に向けた体制づくりのため、DV相談室の周知を行う。	DV被害者の状況に応じて、医療機関への受診を助言するなど、医療に関する情報提供を行った。	-	A	DV被害者の状況に応じて、医療機関への受診を助言するなど、医療に関する情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、医療機関への受診を助言するなど、医療に関する情報提供を行う。	DV相談室	2：継続				
62	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32 就学等に関する支援、情報提供	避難してきたDV被害者の子どもが就学する場合に、所管課と連携し、引き続き就学できるよう支援する。また情報管理を徹底する。	避難してきたDV被害者の子どもが就学できるように、所管課と連携し、就学できるように支援した。避難する際は、DV被害者に避難先の教育委員会と連携して手続きを行うことなどの情報提供を行った。	-	A	避難してきたDV被害者の子どもが就学できるように、所管課と連携し、就学できるように支援したため。避難する際は、DV被害者に避難先の教育委員会と連携して手続きを行うことなどの情報提供を行ったため。	避難してきたDV被害者の子どもが就学する場合に、所管課と連携し、就学できるよう支援する。避難する際は、DV被害者に避難先の教育委員会と連携して手続きを行うことなどの情報提供を行う。	DV相談室	2：継続				
63			引き続き、相談に対応し、他機関と連携を行う。	子育ての悩み等を施設や窓口では受けたが、その都度個別対応し、他機関につなげる深刻な事例はなかった。	-	A	必要に応じて、他機関と連携を取れるようになっているが、つなげる事例はなかった。	引き続き、相談に対応し、他機関と連携を行う。	子育て推進課 (保育係)	2：継続					

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和2年度事業実施目標	令和2年度取組実績内容	令和2年度取組実績具体的数値	評価	評価理由	令和3年度実施計画	所管課	分類	
64	4 被害者の自立支援	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32 就学等に関する支援、情報提供	引き続き児童・生徒が安全に就学できるように関係機関と連携する。	転入学の際、DV等の事情がある場合に、保護者へ関係機関に相談するように促し、関係機関へ適切な情報提供をした。また、関係機関と連携しながら、児童・生徒や保護者の安全確保のため、転入学の手続きを支援した。	6件	A	関係機関と円滑に連携し、情報共有ができていた。	引き続き児童・生徒が安全に就学できるように関係機関と連携する。	管理課	2：継続	
65					子どもが安心して学校に通えるよう、支援に必要な情報の収集、提供、管理の徹底を図る。	各学校において、特別活動、総合的な学習の時間、教科等の中で多様性について学習する機会を設けた。また、研修会を通して多文化共生やLGBTについて学ぶ機会を設けた。	多文化共生について121時間、LGBTについて28時間の授業を実施した。NHK教材を用いた研修や、看護師や保育士の方を招聘しての研修会を小中学校各1校で実施した。	B	多様な性や多文化共生について、研修会を通して理解を深めている。また、学校のルールにも関連して見直すべき内容もあり、検討中である。授業や懇談会中で考える機会を設けている。今後さらに、心理的虐待を受けた児童生徒への対応について理解を深める必要がある。	子どもが安心して学校に通えるよう、支援に必要な情報の収集、提供、管理の徹底を図る。	学校教育課	2：継続	
66			2 子どもの心のケアに関する支援	33 家庭児童相談室の相談や臨床心理士が相談に応じることの相談との連携による、子どもやその親の心のケア	子育てセンターや子ども家庭総合支援室で、子どもや保護者の相談に応じながら、心のケアを行う。	子育て支援センターで来所または電話での子育て相談に応じ、不安を解消した。	子育てセンター：相談件数1,496件 家庭児童相談室：相談件数412件	A	相談窓口として広く認識してもらえよう努めることができた。また、新たに心理相談を開始した。	子育てセンターや子ども家庭総合支援室で、子どもや保護者の相談に応じながら、心のケアを行う。	子育て推進課 (子育て支援センター)	2：継続	
67					住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。	関係機関からの連絡により、住民登録の有無に関わらず、家庭児童相談室等と連携しながら子どもやその親の心のケアが行えるよう配慮している。	-	A	関係機関との連携は図られており、必要時には迅速に連絡を取り、対応している。	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。	健康課	2：継続	
68					34 子ども家庭センターなどの広域関係機関との連携による専門的ケア	要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切な支援を行う。	要保護児童対策地域協議会の運営。要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議の実施	代表者会議1回、実務者会議3回、主要機関実務者会議3回	A	要保護児童対策地域協議会において、子ども家庭センターなどの関係機関とネットワークにより連携・情報共有をしながら、子どもの心のケアに関する適切な支援を行うことができた。	要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切な支援を行う。	子育て推進課 (子育て支援センター)	2：継続
69					35 学校職員やスクールカウンセラー等が、学校内で子どもの心のケアや支援を行う相談体制を充実	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を行い、連携して児童生徒への相談体制ができるように努める。	コロナウイルス感染拡大防止の為、紙面開催等、工夫をしながら、教職員向けの研修会を、各校に配置されているスクールカウンセラーを講師として実施した。	各小中学校において、年間1回実施 児童・生徒向け研修会は、各学校で年間1回ずつ実施	B	内容を維持しながら継続したものであった。	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を行い、連携して児童生徒への相談体制ができるように努める。	学校教育課	2：継続
70					3 子育て支援に関する情報提供の充実	36 乳幼児健康診査、予防接種等や相談事業の支援、情報提供	住民登録がない子どものいるDV被害者に対し、乳幼児健康診査や予防接種などが受けられることなどの情報提供を行うとともに、所管課と連携を行う。	住民登録がない子どものいるDV被害者に対し、乳幼児健康診査や予防接種などが受けられることなどの情報提供を行った。	-	A	住民登録がない子どものいるDV被害者に対し、乳幼児健康診査や予防接種などが受けられることなどの情報提供を行ったため。	住民登録がない子どものいるDV被害者に対し、乳幼児健康診査や予防接種などが受けられることなどの情報提供を行う。	DV相談室
71	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。	関係機関からの連絡により、住民登録の有無に関わらず、家庭児童相談室等と連携しながら子どもやその親の心のケアが行えるよう配慮している。	-	A			関係機関との連携は図られており、必要時には迅速に連絡を取り、対応している。	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。	健康課	2：継続			

第2次DV対策基本計画 数値目標

令和3年7月作成

No.	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	項目	計画策定時 (平成28年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	目標 (平成34年度)	所管
1	1	1-1	DV防止の啓発	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	芦屋市DV相談室の認知度	30.0% (市民意識調査)	—	—	—	50%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
2	1	1-1	DV防止の啓発	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	DV防止法の認知度	53.2% (市民意識調査)	—	—	—	65%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
3	1	1-1	DV防止の啓発	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	デートDVの認知度	17.9% (市民意識調査)	—	—	—	30%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
3	1	1-1	DV防止の啓発	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	DV防止講座開催回数	—	年1回	市民向け講座 0回 センター登録団体の 定例会参加者には DV相談について周知	民生委員・児童委員 にDV被害者対応等 について情報提供 (研修会)	年1回	DV相談室
4 5	1	2-1	DVについての啓発	窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	市職員へのDVについての研修回数	年1回	0回	年2回 職員研修 1回 新任職員研修 1回	新任職員研修 1回 庁内電子掲示板での 周知1回	年1回以上	DV相談室 人事課
6	1	2-1	DVについての啓発	庁内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発	庁内システム（グループウェア）を活用した啓発回数	—	0回	0回	1回	年1回以上	DV相談室
9 10	1	3-1	次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	デートDVに関する予防啓発講座の開催回数	—	年1回	年1回	年1回	年1回以上	人権・男女共生課 学校教育課
13	2	1-1	婦人相談員等の資質向上	スーパービジョンの実施	スーパービジョンの実施回数	年1回	0回 (ニーズなし)	0回 (ニーズなし)	0回 (ニーズなし)	年1回以上	DV相談室

DV相談件数 (内閣府統計)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)
電話相談	148	141	129	110	148
来所相談	94	65	50	68	72
その他	3	0	0	7	8
合計	245	206	179	185	228

(件)

※その他は、病院、保育所(園)、幼稚園、学校などでの面接相談